

感感発 0319 第 2 号  
令和 7 年 3 月 19 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

ポーランド政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）

ポーランド政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについては、「ポーランド政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて」（令和 6 年 8 月 30 日付け感感発 0830 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）においてお示ししているところです。

今般、同国のシフィエンティクシシュ県において、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨の情報がありました。

つきましては、当該通知を下記のとおり一部改正し、当該県において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書の受入を停止することとしますので、内容について御了知いただくとともにその運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

#### 記

##### 1. 改正内容

表中の輸入停止措置対象地域にシフィエンティクシシュ県を追加する。

##### 2. 適用日

令和 7 年 3 月 18 日から適用する。

以上

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		現行	
輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日	輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
ヴァルミア・マズールィ県	令和6年12月2日	ヴァルミア・マズールィ県	令和6年12月2日
ウッチ県	令和7年1月10日	ウッチ県	令和7年1月10日
オポーレ県	令和6年11月28日	オポーレ県	令和6年11月28日
クヤヴィ・ポモージェ県	令和6年12月17日	クヤヴィ・ポモージェ県	令和6年12月17日
<u>シフィエンティクシシュ県</u>	<u>令和7年3月18日</u>	<u>シフィエンティクシシュ県</u>	<u>(新設)</u>
シロンスク県	令和6年12月2日	シロンスク県	令和6年12月2日
ドルヌィ・シロンスク県	令和6年10月8日	ドルヌィ・シロンスク県	令和6年10月8日
ポトカルパチェ県	令和7年1月20日	ポトカルパチェ県	令和7年1月20日
西ポモージェ県	令和7年1月27日	西ポモージェ県	令和7年1月27日
ポモージェ県	令和7年1月31日	ポモージェ県	令和7年1月31日
マウオポルスカ県	令和7年2月25日	マウオポルスカ県	令和7年2月25日
マゾフシェ県	令和6年12月2日	マゾフシェ県	令和6年12月2日
ルヴシュ県	令和6年8月30日	ルヴシュ県	令和6年8月30日
ルブリン県	令和6年11月20日	ルブリン県	令和6年11月20日

感 感 発 0830 第 1 号  
令 和 6 年 8 月 30 日  
令 和 7 年 3 月 19 日一部改正

各検査所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

ポーランド政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

ポーランド政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書のうち、以下の表に記載がある地域において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第 1 第 5 項第 3 欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

なお、ヴィエルコポルスカ県については、規則別表第 1 の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域から除外されていることを申し添えます。

輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
ヴァルミア・マズールィ県	令和 6 年 12 月 2 日
ウッチ県	令和 7 年 1 月 10 日
オポーレ県	令和 6 年 11 月 28 日
クヤヴィ・ポモージェ県	令和 6 年 12 月 17 日
シフィエンティクシシュ県	令和 7 年 3 月 18 日
シロンスク県	令和 6 年 12 月 2 日
ドルヌィ・シロンスク県	令和 6 年 10 月 8 日
ポトカルパチェ県	令和 7 年 1 月 20 日
西ポモージェ県	令和 7 年 1 月 27 日
ポモージェ県	令和 7 年 1 月 31 日

マウオポルスカ県	令和7年2月25日
マゾフシェ県	令和6年12月2日
ルヴシュ県	令和6年8月30日
ルブリン県	令和6年11月20日